

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月28日

防衛大臣 中谷 元

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令

改正 令和元年5月22日省訓第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省の職員（以下「職員」という。）が、その能力を十分に発揮できるような健全な職場環境の確保並びに職員の人格及び尊厳の保護を目的として、パワー・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パワー・ハラスメント階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- (2) パワー・ハラスメントに起因する問題 パワー・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は同僚等から誹謗ひぼうや中傷を受けることをいう。
- (3) 官房長等 官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。

(官房長等の責務)

第3条 官房長等は、職員がその能力を十分に発揮できるような健全な職場環境の確保並びに職員の人格及び尊厳の保護を図るため、パワー・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、パワー・ハラスメントに対する通報及び相談の申出、当該通報及び相談に係る調査への協力等によりパワー

・ハラスメントに起因する問題が生じないようにしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、次条の規定により防衛大臣が定める指針に従い、パワー・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 職員を監督する地位にある者(第6条第2項において「監督者」という。)は、健全な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりパワー・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 官房長等は、パワー・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項並びにパワー・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について防衛大臣が定める指針を周知徹底しなければならない。

(教育等)

第6条 官房長等は、パワー・ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。

2 官房長等は、新たに職員となった者に対し、パワー・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員その他職責等を考慮して防衛大臣が別に定める職員に対し、パワー・ハラスメントの防止及び排除に関しその求められる役割について理解させるために、教育を実施するものとする。

(アンケート調査)

第7条 官房長等は、防衛大臣が別に定めるところにより、パワー・ハラスメントの実態及び職員のパワー・ハラスメントに対する意識の状況を把握するためのアンケート調査を実施しなければならない。

(通報及び相談への対応)

第8条 官房長等は、防衛大臣が別に定めるところにより、パワー・ハラスメントに関する通報及び相談が職員からなされた場合に対応するため、通報及び相談を受ける職員(以下この条において「相談員」という。)を配置するとともに、相談員が通報及び相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、官房長等は、通報及び相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、通報及び相談に係る問題の事実関係の確認、当該通報及び相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、防衛大臣が定める通報及び相談への対応の指針について、十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して通報及び相談を行うほか、防衛大臣の指名する者に対しても通報及び相談を行うことができる。この場合において、防衛大臣の指名する者は、通報及び相談を行った職員その他の職員から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員に対して指導、助言等を行うものとする。

(委任規定)

第9条 この訓令の実施について必要な事項は、官房長等が定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月22日省訓第3号) (抄)

この訓令は、令和元年5月22日から施行する。